

東久留米市高齢者集合住宅(シルバーピア) 生活協力員(ワーデン) 募集案内 (令和8年8月現在)

シルバーピア(高齢者集合住宅)内の生活協力員住宅(3DK)に家族で入居して、高齢入居者の見守り等を行う生活協力員を募集します。

該当住宅	都営シルバーピア幸(幸町一丁目11番3号棟) 都営シルバーピア中央すみれ(中央町二丁目3番5号棟) 都営シルバーピア中央さくら(中央町一丁目5番2号棟) 都営シルバーピア柳窪(柳窪三丁目3番5号棟)
申込みできる方	2人以上の家族(申込者以外に成年者が1人以上いること、単身は不可)
受付場所	東久留米市福祉保健部福祉総務課高齢者福祉係
受付時間	午前8時30分から午後5時まで(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)
住宅種別	都民住宅(東京都特定公共賃貸住宅条例ならびに東京都地域特別賃貸住宅条例に基づく)

申込みをするとき

1 まずは、以下の内容をご連絡ください。

- ①氏名、住所、電話番号、家族構成
- ②世帯全員の所得金額の合計 ※おおよその金額で構いません。

2 ワーデンの申込資格(5ページ)を満たしている場合は、一度市にお電話をいただき、1の内容をお知らせください。面接のご案内をいたします。

面接実施の前に、申込書を作成の上、市にご提出いただきます。

3 面接を実施し、市から東京都住宅供給公社への推薦者を決定します。推薦者となった方には、後日、東京都住宅供給公社の資格審査に係る書類をご提出いただきます。

※申込みから入居までは、4か月以上かかります。

《 も く じ 》

募集しているシルバーピア	2ページ
高齢者住宅(シルバーピア)とは	3ページ
生活協力員(ワーデン)とは	3ページ
申込みから業務開始まで	4ページ
申込資格	5ページ

申込み・連絡先

〒203-8555 東久留米市本町3-3-1

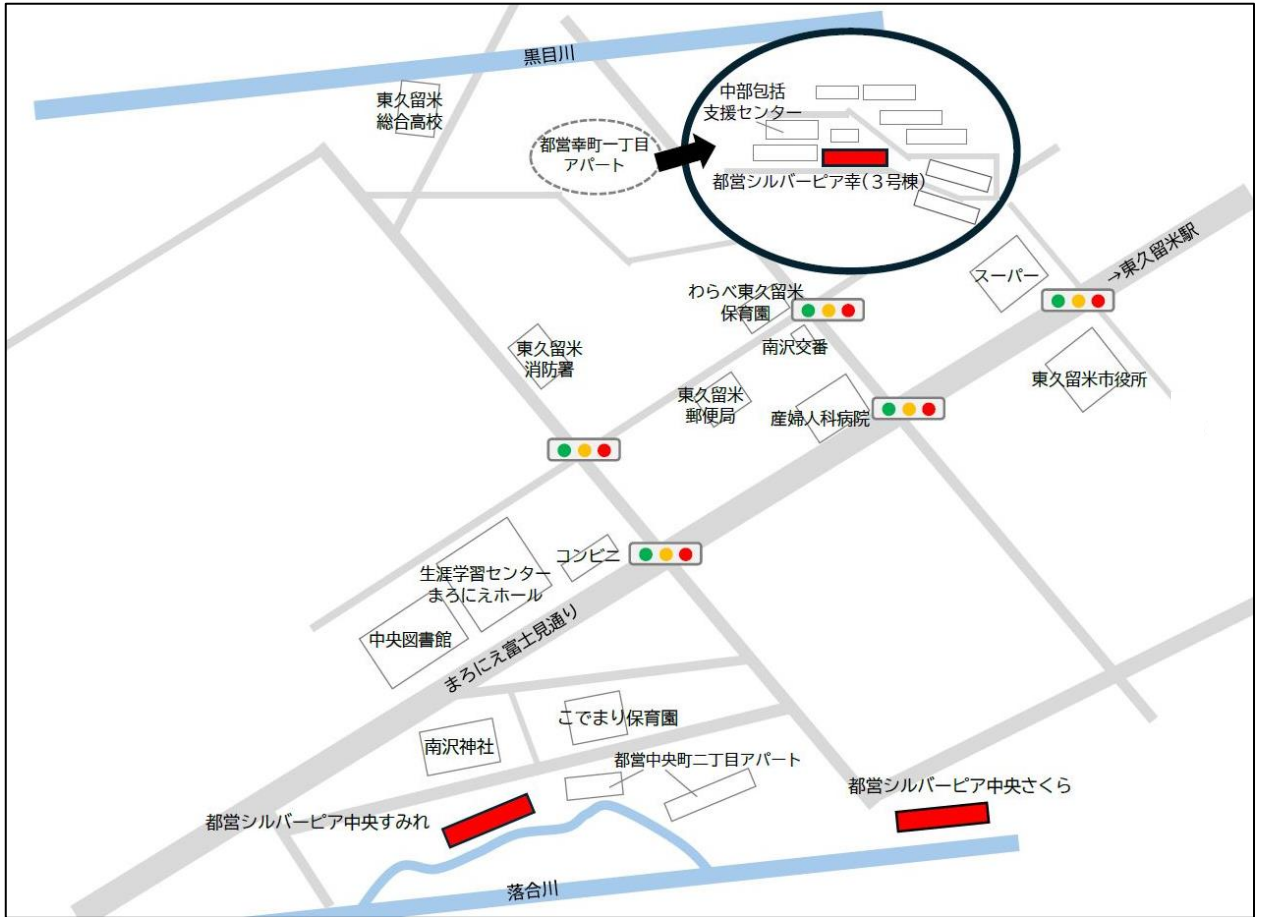
東久留米市 福祉保健部 福祉総務課 高齢者福祉係 ☎042-470-7785(直通)

生活協力員を募集しているシルバーピア

都宮シルバーピア幸（幸町一丁目11番3号棟）

都営シルバーピア中央すみれ(中央町二丁目3番5号棟)

都営シルバーピア中央さくら(中央町一丁目5番2号棟)



都営シルバーピア柳窪(柳窪三丁目3番5号棟)



高齢者集合住宅（シルバーピア）とは

高齢者集合住宅とは、高齢者（65歳以上）のひとりぐらしや夫婦世帯などで住宅にお困りの方が、安全で快適な日常生活が送れるように用意された集合住宅です。（都営住宅の特定の棟内において、高齢者に配慮した設備を設置した住戸が、シルバーピア住戸として指定されています。）建物の管理は東京都住宅供給公社（JKK）が行っています。

- (1) 住宅には、エレベーターが設置されています。また、居室には手すりなどが設けられているとともに、生活相談・だんらん室など、入居者が交流できる施設も併設されており、高齢者の生活特性に配慮した設備仕様となっています。
- (2) 居室内に緊急通報システムが設けられており、緊急時にボタンを押すと、外部へ異常を知らせることができます。また、居室内で長時間動きがない場合に自動的に発報します。
- (3) 住宅の入居者に対し、緊急時の対応や安否の確認等を行う生活協力員（ワーデン）が団地内に配置されています。

生活協力員（ワーデン）とは

1 生活協力員の業務

- (1) シルバーピアの居住者（以下「居住者」という。）の安否確認を行うこと。
- (2) 緊急時の対応として、疾病に対する一時的な介護、医療機関及び親族への連絡、災害時等の避難誘導を行うこと。
- (3) 本物件又は居住者に異常があると認められるときは、速やかに関連機関へ連絡すること。
- (4) 本物件の共同部分の清掃及び管理を行うこと。
- (5) 居住者への情報の提供を行うこと。
- (6) その他市長が必要と認める業務を行う。
- (7) 生活協力員の家族は、生活協力員と共にその業務を行う。（未成年の家族は除外する。）

2 業務を要する日・時間帯

平日・・・・・・・・・・・・・・・・・・9:00～19:00

土曜日（第2、第4土曜日を除く）・・・・9:00～19:00

※上記の時間帯は基本的に生活協力員ご本人もしくはご家族（成年者）に在宅していただき、緊急時対応等の業務を行っていただきます。

※19:00～翌9:00の夜間帯は、機械警備に切り替わります。

（業務を要さない日）

第2土曜日／ 第4土曜日／ 日曜日／ 祝日／ 年末年始（12月29日から翌1月3日）

上記のほか年12日の有休（業務不要日）を付与します。

※業務開始日が年度途中の場合は、契約開始月から年度末までの月数を日数として計算します。

生活協力員（ワーデン）とは

3 委託料等

（委託料）

月額 85,800円

（家賃助成）

共益費を除く家賃の半額を市が助成します。

4 業務委託契約の解除

次の要件にあてはまる場合、業務委託契約を解除します。その場合、現に居住する生活協力員用住宅を明け渡していただきます。

- （1）本人が契約解除の申出をしたとき。
- （2）業務遂行に当たり不正の事実があったとき。
- （3）生活協力員としての品位を害する行いがあったとき。
- （4）その他生活協力員として不適当と市長が認めたとき。

申込みから業務開始まで

※申込みから入居までは、おおむね4か月以上かかります。

1 市へ申込

申込書を提出いただいた上で面接を行います。合格された場合、次に進みます。

2 市を通して、JKK（東京都住宅供給公社）に資格審査書類を提出

資格審査書類を作成し、一度市に提出いただきます。

市がお預かりした書類をJKKに提出し、生活協力員として推薦を行います。

3 JKKから入居手続き書類を受領

入居許可日の約1か月前にJKKから入居手続き書類が発送されます。入居の手続きを開始してください。

4 市と業務委託契約を締結

市と生活協力員等業務委託を締結し、市が業務説明等を行います。

5 入居・業務開始

生活協力員住宅に入居し、業務を開始します。

※1 東京都住宅供給公社での資格審査書類確認から住宅のお知らせ発送までは、時間を要する可能性がございます。

※2 入居前のお部屋の下見については、基本的に案内しておりません。詳しくは東京都住宅供給公社までお問い合わせください。

申込資格

申し込みできる方は次のすべてにあてはまる方です。

1 高齢者福祉に熱意と理解を有する

2 18歳以上70歳以下で心身が健康であること

3 生活協力員住宅に家族で居住し、業務日の業務時間帯に在宅できること

4 東京都内に居住している

(1) 申込者本人が都内に居住する成年者(18歳未満の既婚者含む)で、そのことが住民票の写しで証明できる

※18歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。

(2) 外国人については、中長期在留者で(1)のほかに申込書配布期間から審査日まで継続して、「永住者(特別永住者を含む。)及びその配偶者等」「日本人の配偶者等」「定住者」のいずれかの在留資格を有している、または在留実績が継続して1年以上あることが住民票の写しで証明できる

5 成年者の同居親族がいる(単身では申込みできません)

一緒に住んでいる親族と申し込むことが原則となります(外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること)。

(1) 現在別に住んでいる方と申し込む場合は、次のいずれかにあてはまること。

- ・申込者本人と婚約しており、入居手続きまでに入籍できる
- ・申込時に申込者本人と税法上の扶養関係にある

(2) 内縁関係の場合、同居している方の住民票の続柄の記載が「未届の夫(または妻)」となっており、法律上の配偶者がいない。

(3) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。

- ・夫婦が別居する申込み
- ・結婚・転勤・就職・独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

※申込後は、同居親族の変更(出生・死亡を除く)および婚約者の変更は認めません。

6 現に自ら居住するための住宅を必要としている

(1) 入居する方に土地や建物の所有者がいる場合(共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含む。)は、原則として申込みできません。

(2) 申込者または同居親族が都内の特定優良賃貸住宅・特定公共賃貸住宅・地域特別賃貸住宅の名義人として居住している場合、原則として申込みできません。ただし、次に該当する場合は申込みことができます。

・最低居住面積水準未満(例:4人世帯で50㎡未満)の住宅に居住している場合。

7 申込者(同居親族を含む)が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第号に規定する暴力団員ではないこと(暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ紹介します。)

8 入居する方全員の所得(合算)が基準内であること

<所得基準表>

家族数	所得金額
2人	2,276,000円～6,224,000円
3人	2,656,000円～6,604,000円
4人	3,036,000円～6,984,000円
5人	3,416,000円～7,364,000円
6人	3,796,000円～7,744,000円
7人	4,176,000円～8,124,000円

<所得基準表の見方>

◎ 所得基準の家族数は、申込者本人+同居親族数+入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数(遠隔地扶養)

※出産予定であっても、申込み時に生まれていない胎児は、家族数となりません。

※家族が8人以上の世帯は、東京都住宅供給公社募集センター(☎03-3498-8894)にお問い合わせください。